

## 個人型確定拠出年金制度の事務取扱いについて

(令和 6 年 12 月 1 日最終改正)

個人型確定拠出年金は、基礎年金、厚生年金保険などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつで、平成 29 年 1 月からは公務員も加入できるようになった制度である。

### 1. 加入資格

知事部局、公営企業（工業用水道）、各種委員会、教育部局及び警察部局の職員で申込時の年齢が満 65 歳未満の者。

※知事部局、公営企業（工業用水道）及び各種委員会の臨時・非常勤職員等を含む。

教育部局の事務局の臨時・非常勤職員等及び県立学校の臨時講師等を含む。

### 2. 登録事業所

#### （1）共済組合員用

正職員用	事業所名称：青森県
	事業所番号：01862656

臨時・非常勤等職員用	事業所名称：青森県（臨時・非常勤職員用）
	事業所番号：01860992

#### （2）社会保険加入者用

	事業所名称：青森県
	事業所番号：04037715

### 3. 積立方法

本人の預金口座からの引落しとする。

### 4. 掛金額（月額）

#### （1）共済組合員

5,000 円以上 20,000 円以内（1,000 円単位）

#### （2）社会保険加入者

5,000 円以上 23,000 円以内（1,000 円単位）

#### （3）掛金額の変更は年度に一回に限り可能。

### 5. 加入後の変更

各種変更届の様式は国民年金基金連合会のホームページからダウンロードするか、取扱金融機関から入手する。

#### （1）事業主に関する事項（主なもの）

- ・事業所の名称・所在地の変更

「登録事業所名称・所在地等変更届」

(2) 加入者に関する事項（主なもの）

- ・第2号加入者が他の登録事業所から異動してきた時（採用した時）  
「加入者登録事業所変更届」
- ・第1号加入者又は第3号加入者で個人型年金に加入していた者を採用した時  
「加入者被保険者種別変更届」
- ・退職する時  
「加入者資格喪失届」  
「加入者登録事業所変更届」  
「加入者被保険者種別変更届」等
- ・掛金額の変更  
毎月定額拠出の場合：「加入者掛金額変更届」  
年単位拠出の場合：「加入者掛金額変更届」「加入者月別掛金額登録・変更届」  
加入者が直接取扱金融機関へ書類を提出する。

6. 年度末及び年度初めの事務

基本的には加入者が自身で行う事務である。

(1) 退職の場合

退職時の年齢が満65歳未満である加入者は、退職後の状況に合わせて自身で届出をする。

(2) 人事異動に伴う転出入及び新採用者

- ・第2号加入者の登録事業所を跨ぐ人事異動や採用の場合  
(病院局、共済組合の異動を伴う国及び市町村へ（から）登録事業所の異動等)  
加入者が「加入者登録事業所変更届」を取扱金融機関へ提出する。
- ・既に個人型確定拠出年金に加入している自営業者等や専業主婦等を採用した場合  
加入者が「加入者被保険者種別変更届」を取扱金融機関へ提出する。